

山形銀行からのご説明事項

- 「投資型年金保険ステップライフ」にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「投資型年金保険ステップライフ」はマニュアル生命保険株式会社を引受保険会社とする変額個人年金保険です。このため預金とは異なり、元本保証*はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
*ただし、所定の条件を満たした場合、年金の合計額はマニュアル生命保険株式会社により最低保証されます。

ご契約の検討・申し込みに際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

また、「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。ご契約の際には必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。

〈「ご契約のしおり/約款」記載事項の例〉

- クーリング・オフ（お申し込みの撤回・ご契約の解除）制度について
- 告知義務について
- 保険会社の責任開始期について
- 死亡給付金・死亡一時金等をお支払いできない場合について
- 特別勘定および資産運用について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

●保険契約の解除・取消・無効について

- ・告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあり、死亡給付金等の支払事由が発生してもこれをお支払いできない場合があります。
なお、保険契約を解除した場合、解約返戻金があればその金額をご契約者等にお支払いします。
- ・保険契約について、詐欺による取消となった場合や、死亡給付金等の不法取得目的による無効となった場合、受け取った保険料は払い戻ししません。
詳細については「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり/約款」を必ずご覧ください。

●「生命保険契約者保護機構」について

- ・マニュアル生命保険株式会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。
- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構：TEL／03-3286-2820【月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時】
ホームページ／<http://www.seihohogo.jp/>

●株式会社山形銀行は「投資型年金保険ステップライフ」の引受保険会社であるマニュアル生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。

くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

株式会社山形銀行の担当者（生命保険募集人）はお客さまとマニュアル生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニュアル生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、変額個人年金保険（年金総額保証Ⅱ型）の取り扱い、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。

なお、お客さまが募集人の権限等および変額保険販売資格に関しまして、確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。

照会先：マニュアル生命 電話：0120-925-008 お問い合わせ時間：月～金 9時～17時（祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。）

募集代理店

引受保険会社

マニュアル生命保険株式会社

ホームページ／<http://www.manulife.co.jp/>

変額年金カスタマーセンター

☎ **0120-925-008** 受付時間／月～金曜日 9時～17時
祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。

投資型年金保険

ステップライフ

マニュアル生命の変額個人年金保険（年金総額保証Ⅱ型）



「投資型年金保険ステップライフ」は、預金ではなく、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額等が変動する生命保険商品です。

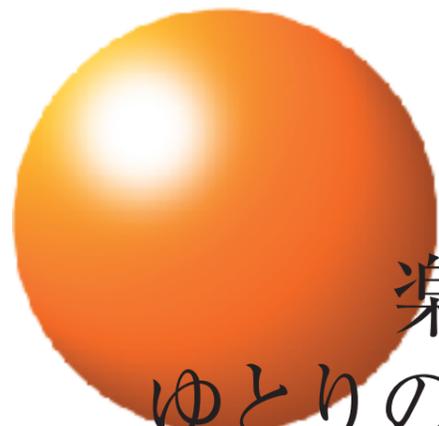
引受保険会社

Manulife

この保険の引受保険会社はマニュアル生命保険株式会社です。株式会社山形銀行はマニュアル生命保険株式会社の募集代理店です。

ステップライフ

マニユライフ生命の変額個人年金保険(年金総額保証Ⅱ型)



楽しみながら ゆとりのセカンドライフへ。

未来への安心を手にしながらかの暮らしも存分に楽しむ。

ついに夢を叶えるときが来ました。

「つかう楽しみ」「ふやす楽しみ」。

人生を謳歌して歩んでいきたいあなたへ。

ステップライフをお役立てください。

【ご注意事項】 運用のリスクについて

変額個人年金保険(年金総額保証Ⅱ型)の資産は、特別勘定*での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等のお受け取りになる金額の合計額)が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)に帰属します。

*特別勘定とは、変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類にかかわる資産とは区分し、独立した管理・運用を行います。

【ご注意事項】 本商品にかかる費用について (☞17ページ)

本商品にかかる費用の合計額は、下記、契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額となります(ただし、特定のお客さまには、別途、年金管理費がかかりますのでご注意ください)。

【契約初期費用(ご契約時)】

ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に、一時払保険料の3%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。

【保険関係費と運用関係費(特別勘定での運用期間中)】

特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用(各年率に1/365を乗じた金額)を積立金から控除します。

- ・保険関係費:特別勘定の資産総額に対し年率**2.56%**
- ・運用関係費:特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬*)年率**0.3318%**(**税抜:年率0.316%**)

*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

【年金管理費(遺族年金の支払期間中)】

遺族年金の年金額の1%を毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。

Contents

ステップライフの概要	… 3	諸費用および解約について	… 17
「つかう楽しみ」早期受取プラン	… 5	税務上のお取り扱いについて	… 19
「つかう楽しみ」ボーナスプラン	… 7	アフターサービスについて	… 19
「ふやす楽しみ」年金支払保証総額のステップアップ	… 9	各種お取り扱いについて	… 21
「ふやす楽しみ」ボーナスの加算(ボーナスプランの場合)	… 10	再度ご確認ください事項	… 22
「ふやす楽しみ」特別勘定	… 11		
年金の合計額の最低保証	… 13		
死亡時のお取り扱い	… 15		

⚠ 当パンフレットにおける「年金の合計額の最低保証」表記について

- 毎年支払われる年金には、雑所得として所得税・住民税が課税されますが、その税額については考慮していません。
- 年金支払時の雑所得の金額が25万円以上となる場合、その金額の10%が年金額から源泉徴収税額として差し引かれますが、その税額については考慮していません。そのため、「ボーナスプラン」の場合、源泉徴収税額を差し引いた後の年金の合計額は、一時払保険料の105%を下回ることがあります。

※税務上のお取り扱いについては、平成22年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

ステップライフの概要 ~「つかって楽しむ」「つかいながらふやす」~

年金の合計額の最低保証および死亡保障は、マニュアル生命が行います。本商品はクーリング・オフ制度の対象です。

1年間据置運用する「早期受取プラン」、5年間据置運用する「ボーナスプラン」の2つをご用意しました。

※お選びいただいたプランをご契約後に変更することはできません。



「つかう楽しみ」

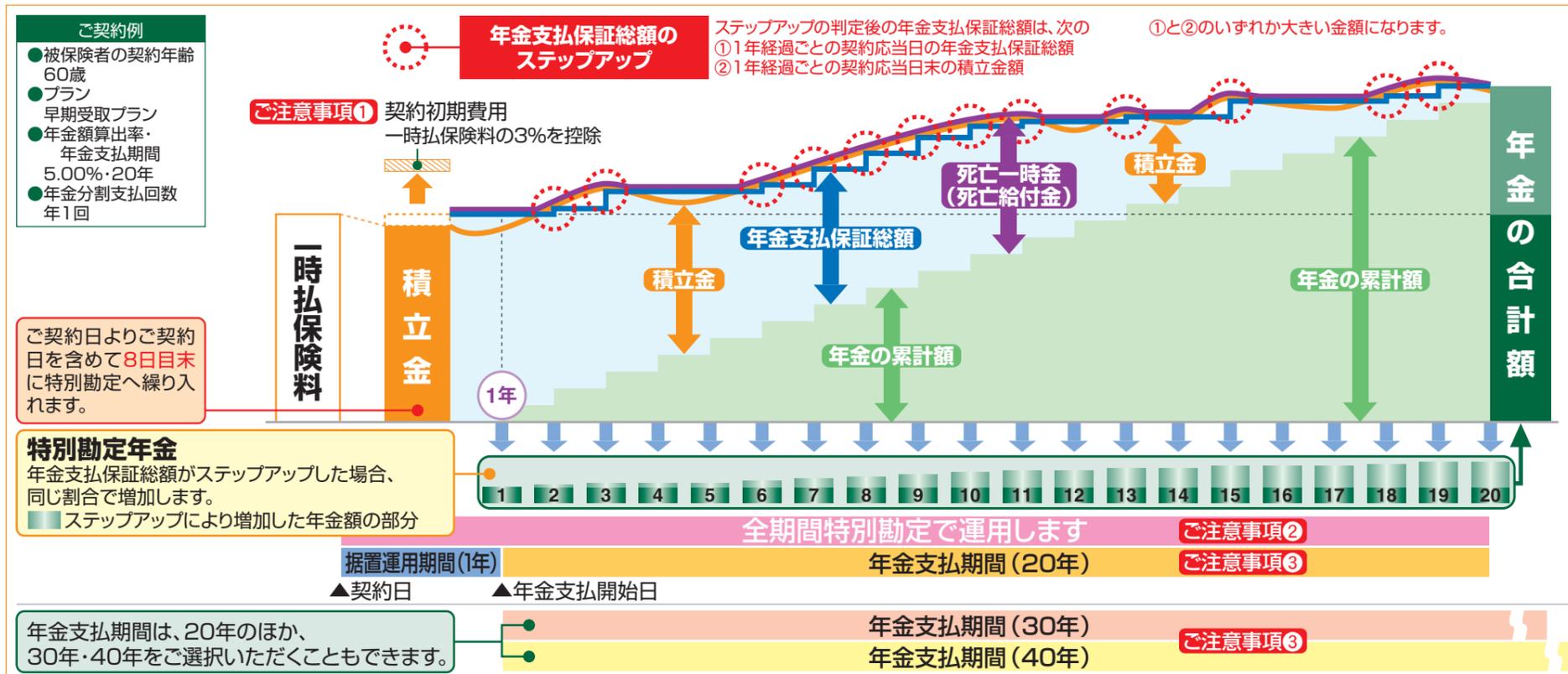
最短で1年経過後から年金のお支払いがスタート(早期受取プランの場合)

「早期受取プラン」はご契約日の1年経過後の年金支払開始日*1から、「ボーナスプラン」はご契約日の5年経過後の年金支払開始日から、特別勘定年金*2をお支払いいたします。

(「早期受取プラン」☞5~6ページ、「ボーナスプラン」☞7~8ページ)

早期受取プランのイメージ図

※積立金と年金支払保証総額は、年金をお支払いした分、減少します。なお、積立金、年金支払保証総額および死亡一時金(死亡給付金)は、



※上図は、ご契約日から1年経過ごとの契約応当日末の積立金額がその契約応当日の年金支払保証総額を上回った場合、年金支払保証総額がステップアップのとして作成しています。将来の年金支払保証総額、年金額、積立金および死亡一時金等を保証するものではありません。



「ふやす楽しみ」

年金支払保証総額*4のステップアップ(80歳までチャンスあり)

国際分散投資されたバランスファンド(特別勘定)で運用します。ご契約日から1年経過ごとの契約応当日に、年金支払保証総額は、被保険者年齢が80歳になるまで毎年ステップアップするチャンスがあります。(☞9ページ)

さらに「ボーナスプラン」では、ご契約日の5年経過後の契約応当日におけるステップアップの判定後、ボーナスが加算されます。(☞10ページ)

ご注意事項①

契約初期費用を一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。(☞17ページ)

ご注意事項②

特別勘定での運用期間中は、保険関係費と運用関係費を控除します。(☞17ページ)



年金支払期間満了時における年金の合計額の最低保証

年金支払期間満了時における年金の合計額は、「早期受取プラン」では一時払保険料の100%、「ボーナスプラン」では一時払保険料の105%がマニュアル生命により最低保証されます。(☞13ページ)

ご注意事項③

年金支払期間中に解約した場合は、積立金額での払い戻しとなり、最低保証はありませんので、解約返戻金とお支払いした年金の累計額との合計額は、一時払保険料を下回る場合があります(年金支払期間中は、一部解約のお取り扱いができず、全額の解約となります〔一部解約は据置運用期間中のみのお取り扱いとなります〕)。(☞18ページ)

「つかう楽しみ」早期受取プラン

年金の合計額の最低保証および死亡保障は、マニユライフ生命が行います。本商品はクーリング・オフ制度の対象です。

ご契約日の1年経過後の年金支払開始日から年金をお支払いいたします。

**100%
最低保証**

運用成果にかかわらず、
年金支払期間満了時における年金の合計額は、
一時払保険料の100%が最低保証されます。

ご注意事項

年金支払期間中に解約した場合は、積立金額での払い戻しとなり、最低保証はありませんので、解約返戻金とお支払いした年金の累計額との合計額は、一時払保険料を下回ることがあります(年金支払期間中は、一部解約のお取り扱いができず、全額の解約となります〔一部解約は据置運用期間中のみのお取り扱いとなります〕)。(P18ページ)

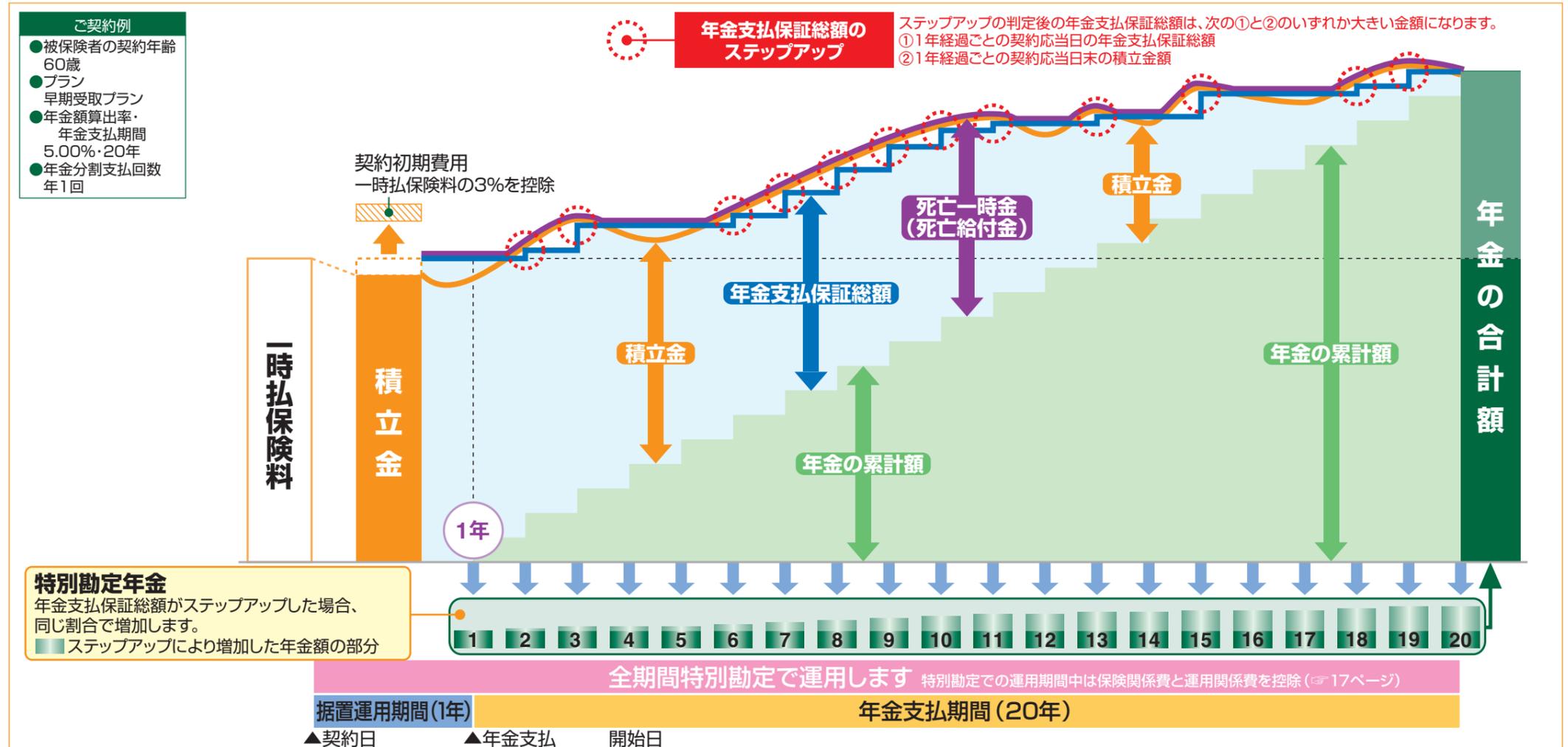
- 年金支払開始日の年金額は、ご契約日の1年経過後の契約応当日(年金支払開始日)におけるステップアップの判定後の年金支払保証総額に年金額算出率(5.00%・3.33%・2.50%)を乗じた金額となります。(P14ページ)
- ご契約日から1年経過ごとの契約応当日末の積立金額が、その契約応当日の年金支払保証総額を上回った場合、年金支払保証総額は、積立金額までステップアップします。ステップアップした場合の年金額は、年金支払保証総額がステップアップした割合と同じ割合で増加します。(P9ページ)
- 全期間(据置運用期間、年金支払期間)を通じ、特別勘定で運用します。
※ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に特別勘定へ繰り入れます。

早期受取プランのイメージ図

※積立金と年金支払保証総額は、年金をお支払いした分、減少します。なお、積立金、年金支払保証総額および死亡一時金(死亡給付金)は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。

年金支払保証総額のステップアップ

ステップアップの判定後の年金支払保証総額は、次の①と②のいずれか大きい金額になります。
①1年経過ごとの契約応当日の年金支払保証総額
②1年経過ごとの契約応当日末の積立金額



※上図は、ご契約日から1年経過ごとの契約応当日末の積立金額がその契約応当日の年金将来の年金支払保証総額、年金額、積立金および死亡一時金等を保証するものではありません。

支払保証総額を上回った場合、年金支払保証総額がステップアップしたものと仮定して作成しています。また、一部解約がなかったものとして作成しています。

「つかう楽しみ」ボーナスプラン

年金の合計額の最低保証および死亡保障は、マニユライフ生命が行います。本商品はクーリング・オフ制度の対象です。

ご契約日の5年経過後の年金支払開始日から年金をお支払いいたします。

**105%
最低保証**

運用成果にかかわらず、
年金支払期間満了時における年金の合計額は、
一時払保険料の105%が最低保証されます。

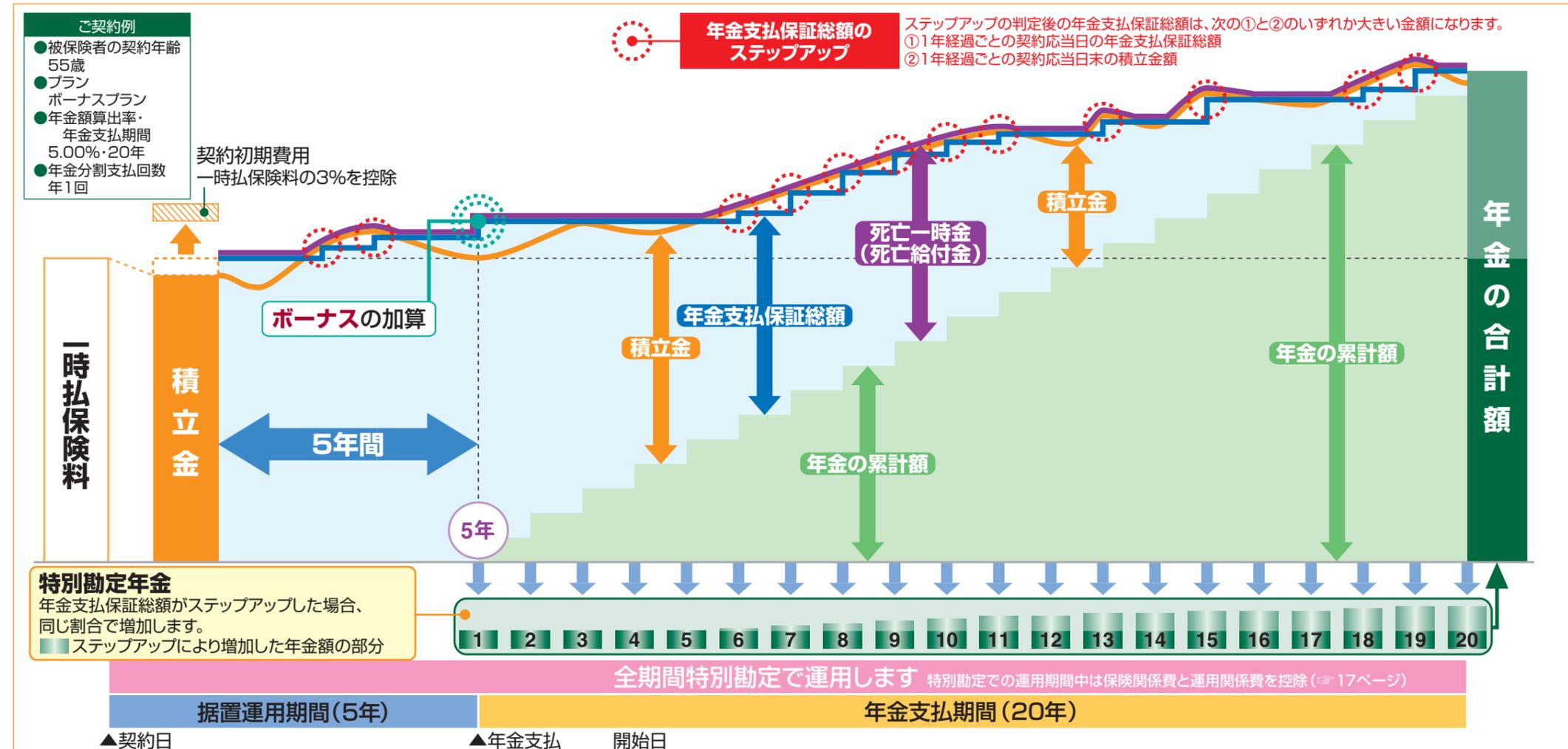
ご注意事項

年金支払期間中に解約した場合は、積立金額での払い戻しとなり、最低保証はありませんので、解約返戻金とお支払いした年金の累計額との合計額は、一時払保険料を下回ることがあります(年金支払期間中は、一部解約のお取り扱いができません、全額解約となります〔一部解約は据置運用期間中のみのお取り扱いとなります〕)。(P18ページ)
※据置運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金は、一時払保険料の100%が最低保証されます。

- ご契約日から1年経過ごとの契約応当日末の積立金額が、その契約応当日の年金支払保証総額を上回った場合、年金支払保証総額は、積立金額までステップアップします。(P9ページ)
 - ご契約日の5年経過後における年金支払保証総額は、ステップアップの判定後の年金支払保証総額にその5%が加算された金額となります。(P10ページ)
 - 年金支払開始日の年金額は、ご契約日の5年経過後の契約応当日(年金支払開始日)におけるステップアップの判定およびボーナスの加算後の年金支払保証総額に年金額算出率(5.00%・3.33%・2.50%)を乗じた金額となります。(P14ページ)
 - 年金支払保証総額がステップアップした場合の年金額は、年金支払保証総額がステップアップした割合と同じ割合で増加します。(P9ページ)
- ご注意事項** ステップアップの判定を行う期間は、契約応当日における被保険者年齢(満年齢)80歳までとします。
- 全期間(据置運用期間、年金支払期間)を通じ、特別勘定で運用します。
※ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に特別勘定へ繰り入れます。

ボーナスプランのイメージ図

※積立金と年金支払保証総額は、年金をお支払いした分、減少します。なお、積立金、年金支払保証総額および死亡一時金(死亡給付金)は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。



※上図は、ご契約日から1年経過ごとの契約応当日末の積立金額がその契約応当日の年金将来の年金支払保証総額、年金額、積立金および死亡一時金等を保証するものではありません。

年金支払保証総額のステップアップ
ステップアップの判定後の年金支払保証総額は、次の①と②のいずれか大きい金額になります。
①1年経過ごとの契約応当日の年金支払保証総額
②1年経過ごとの契約応当日末の積立金額

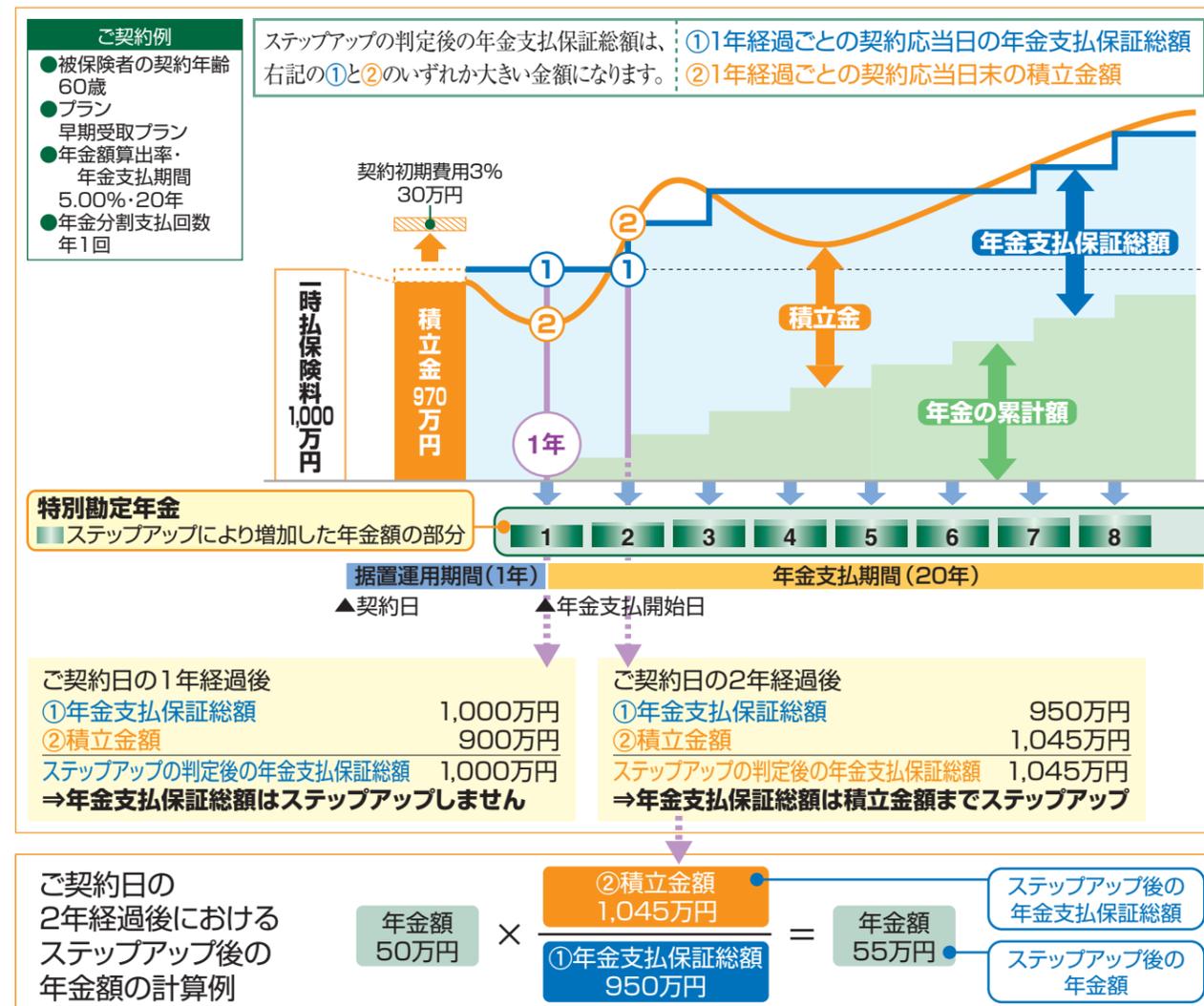
「ふやす楽しみ」年金支払保証総額のステップアップ

年金支払保証総額は、
毎年ステップアップするチャンスがあります。

- ご契約日から1年経過ごとの契約応当日末の積立金額が、その契約応当日の年金支払保証総額を上回った場合、**年金支払保証総額は、積立金額までステップアップ**します。
 - 年金支払保証総額がステップアップした場合の**年金額は、年金支払保証総額がステップアップした割合と同じ割合で増加**します(下記の計算例をご参照ください)。ステップアップ後の年金額は、下がることがありません。
 - ステップアップの判定を行う期間は、契約応当日における**被保険者年齢(満年齢)80歳まで**とします。
- ※死亡一時金のお支払いにかえて年金の継続支払をご選択いただいた場合、年金支払保証総額のステップアップの判定はありません。(☞16ページ)

年金支払保証総額のステップアップのイメージ図

※積立金と年金支払保証総額は、年金をお支払いした分、減少します。
なお、積立金および年金支払保証総額は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。



※9ページ、10ページのイメージ図では、死亡給付金と死亡一時金の表示を省略しています。

※積立金額、年金支払保証総額等は、ステップアップの判定のしくみをご理解いただくため、わかりやすい数値で設定しています。

将来の積立金額、年金支払保証総額等を保証するものではありません。

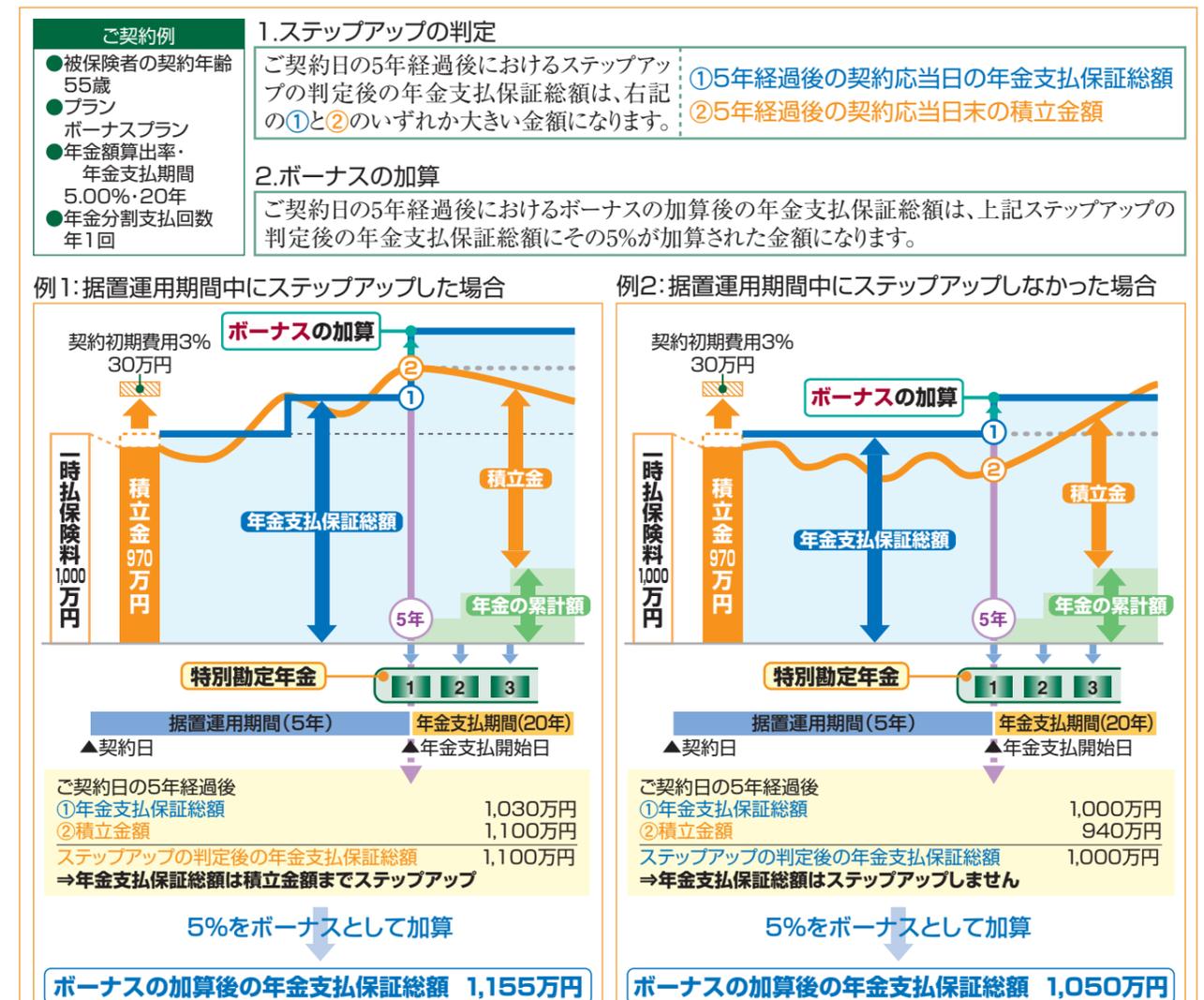
「ふやす楽しみ」ボーナスの加算(ボーナスプランの場合)

ボーナスプランをご選択いただき、
ご契約日から5年間据置運用していただいたことへの贈り物です。

- ボーナスプランの場合、ご契約日の5年経過後における年金支払保証総額は、ステップアップの判定後の年金支払保証総額にその5%が加算された金額となります。このときに加算される5%を「ボーナス」といいます。
- ※ボーナスプランをご選択いただき、据置運用期間中に一部解約された場合、年金支払保証総額が変更されます。(☞18ページ)

ボーナスプランでご契約日の5年経過後のイメージ図

※積立金と年金支払保証総額は、年金をお支払いした分、減少します。
なお、積立金および年金支払保証総額は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。



※積立金額、年金支払保証総額等は、ステップアップの判定およびボーナスの加算のしくみをご理解いただくため、わかりやすい数値で設定しています。

将来の積立金額、年金支払保証総額等を保証するものではありません。

「ふやす楽しみ」特別勘定

ご参考データ

株式や債券、国内外の資産等に 国際分散投資されたバランスファンドで運用します。

■特別勘定への繰り入れ

ご契約日よりご契約日を含めて8日目に、一時払保険料の3%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。

■特別勘定の運用方針

特別勘定の運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等のリスクがあり、投資対象資産の値動き等により、将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額が払込保険料を下回る場合があります。

主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。高い長期資産価値の増加を見込み、資産価値増加の可能性の大きい資産に効率的に国際分散投資します。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託	費用	
		運用関係費	保険関係費
世界分散型40	三菱UFJバランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬*) 年率0.3318% (税抜:年率0.316%)	特別勘定の資産総額に対し 年率2.56%

*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※主な投資対象となる投資信託の運用会社は、三菱UFJ投信株式会社です。

■主な投資対象となる投資信託の基本資産配分と運用方針

国際分散投資によりリスクの低減をはかりながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ご参考:各資産の運用の特色

- 日本株式** 東証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 外国株式** MSCIコクサイ インデックス(円換算ベース)と連動する投資成果を目指して運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。
- 日本債券** NOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 外国債券(ヘッジあり)** シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。
- 外国債券(ヘッジなし)** シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果を目指して運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

※基本資産配分比率は、今後変更することがあります。

※特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。

※ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。

※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

※特別勘定および注意事項の詳細については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」を必ずご一読ください。



主な投資対象となる投資信託の運用会社は、三菱UFJ投信株式会社です。三菱UFJ投信株式会社は、平成17年10月の合併により、幅広い商品ラインアップと充実した販売網、そして様々な商品カテゴリーに対応できる運用体制を確立いたしました。引き続き、広くお客さまのニーズと信頼にお応えし、質の高い運用とサービスを誠実にご提供する事を目指して参ります。

ご参考データ

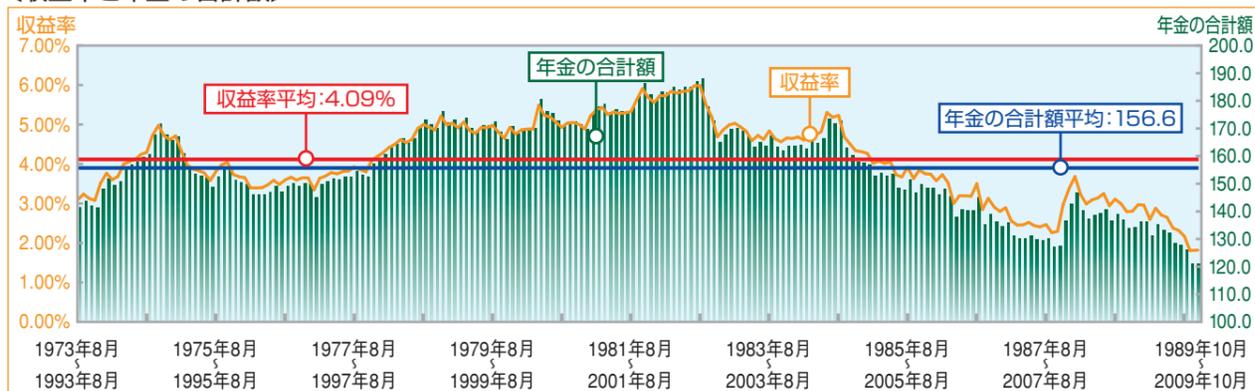
「ステップライフ」は、2006年11月13日より前には存在しておりません。したがって、このページに掲載されている数値・グラフは、すべて過去のインデックスデータをもとに算出した仮定のものであり、実際の「ステップライフ」の年金の合計額、ステップアップ回数、収益率等の実績を示したものではありません。

■早期受取プランのシミュレーション

下のグラフ・表は、過去のインデックスデータをもとに、「ステップライフ」の早期受取プラン(年金額算出率5.00%・年金支払期間20年)の商品性に基づき、年金の合計額、収益率*1、ステップアップの回数*2をシミュレーションしたものです。

- 投資対象は、日本株式、日本債券、外国株式、外国債券(ヘッジあり)、外国債券(ヘッジなし)の5つの主要指標を組み合わせたモデルポートフォリオとします。
- 配分比率:日本株式15%、日本債券15%、外国株式25%、外国債券(ヘッジあり)40%、外国債券(ヘッジなし)5%
- モデルポートフォリオの資産配分は、毎月末に基本資産配分比率に戻します。
- シミュレーションのスタート時点においては3%の契約初期費用、シミュレーション期間を通じて年率2.8918%の諸費用がかかると仮定し、それらを控除して計算しています。なお、取引にかかる税金は考慮していません。
- 年金は年1回の支払いとし、年金支払保証総額のステップアップや、年金支払保証総額がステップアップした場合の年金の増額の処理等、「ステップライフ」の商品性にそって行います。ただし、「ステップライフ」では、ご契約日よりご契約日を含めて8日目から運用が開始されますが、その考慮はしていません。
- シミュレーション対象期間は1973年8月1日から2009年10月1日までです。
- 1973年8月1日から1993年8月1日まで、1973年9月1日から1993年9月1日までというように、1ヵ月ずつずらして期間を設定し、それぞれの期間ごとに年金の合計額、収益率、ステップアップの回数を算出しています。
- 各期間における最初の時点をもとに100ポイントとし、指数化して計算しています。
- *1:この場合の「収益率」とは、各期間における最初の時点の100を投資元本とし、それを元手に年金が20年支払われると仮定した場合、年金の合計額が投資元本に対してどれだけの収益をもたらすことになるかを年率換算で求めたものです。
- *2:年金支払保証総額のステップアップのチャンスは最高20回あるものとします。

【収益率と年金の合計額】



【年金支払保証総額がステップアップした回数】

ステップアップ回数	0~3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17~20回
該当データ数(計195個)	0	1	2	8	8	10	22	20	25	29	32	12	19	7	0

■シミュレーションデータ作成 イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社

■主要指標 (インデックス) 日本株式:東証1部上場株式全銘柄の時価総額加重平均、日本債券:NOMURA-BPI総合指数、外国株式:MSCIコクサイ インデックス(円ベース)、外国債券(ヘッジあり):1985年以前はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン外国債券ポートフォリオ(ヘッジあり)、1985年以降はシティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)、外国債券(ヘッジなし):1985年以前はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン外国債券ポートフォリオ(ヘッジなし)、1985年以降はシティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

■主要指標データ出所 イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社

■主要指標データ期間 1973年8月1日~2009年10月1日

■シミュレーションデータ数 195個

この参考データは、各インデックスの過去データをもとに作成されたものであり、「ステップライフ」の実際の特別勘定の運用成績を示すものではなく、表示されたデータの確実性を保証するものではありません。また、将来においても同様の仮定の数値を示すことを保証または示唆するものではありません。

- ▲当参考データはイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の著作物です。イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の承諾なしの利用、複製等は損害賠償、著作権法上の罰則の対象となります。
- ▲当参考データに基づき判断、実行された投資行動の結果について、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社、マニユライフ生命保険株式会社および株式会社山形銀行は一切責任を負いません。



年金の合計額の最低保証

～積極的な運用を

サポート～

年金の合計額の最低保証および死亡保障は、マニユライフ生命が行います。本商品はクーリング・オフ制度の対象です。

年金支払期間満了時における年金の合計額は、「早期受取プラン」「ボーナスプラン」では一時払保険料の105%が最低保証されます

●積立金がなくなった場合でも、その時点の年金額は、その後も年金支払期間満了まで毎年お支払いいたします。

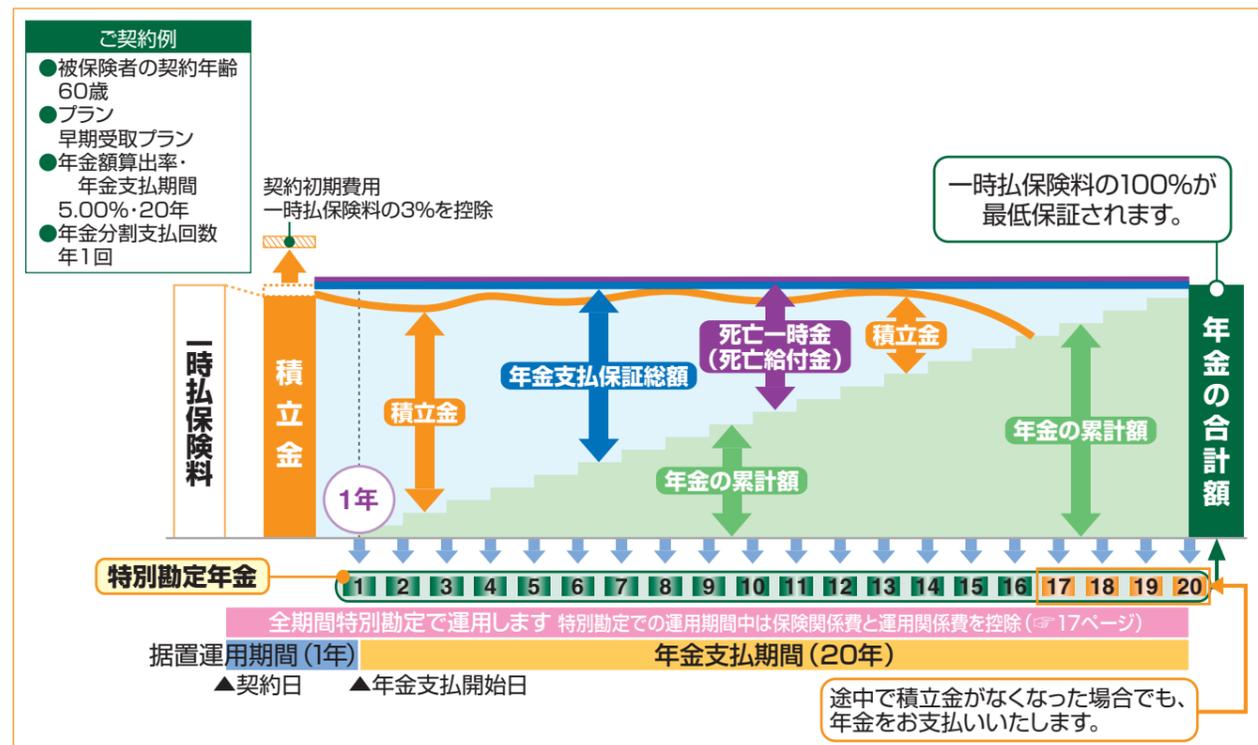
※積立金がなくなった場合の留意点

- ・年金支払保証総額のステップアップはありません。
- ・解約した場合、解約返戻金はありません。

早期受取プランで1度もステップアップしなかった場合のイメージ図

※積立金と年金支払保証総額は、年金をお支払いした分、減少します。

なお、積立金、年金支払保証総額および死亡一時金(死亡給付金)は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。



※上図は、ご契約日から1年経過ごとの契約応当日における年金支払保証総額のステップアップおよび一部解約がなかった場合を仮定して作成しています。将来の年金支払保証総額、年金額、積立金および死亡一時金等を保証するものではありません。

では一時払保険料の100%、す(解約・一部解約がなかった場合)。

特別勘定年金

- 年金支払期間中に特別勘定で資産を運用する年金を特別勘定年金といいます。
- 年金支払開始日の年金額は、ステップアップの判定後、ボーナスの加算後(ボーナスプランの場合)の年金支払保証総額に年金額算出率(5.00%・3.33%・2.50%)を乗じた金額となります。

例:早期受取プランでステップアップの判定後の年金支払保証総額が1,000万円、年金額算出率5.00%をご選択いただいた場合

$$1,000万円 \times 年金額算出率 5.00\% = 50万円 (年金支払開始日の年金額は50万円となります)$$

- 年金額算出率は、下記の中から所定の範囲内でご契約時にお選びいただけます。それぞれの年金額算出率に年金支払期間が設定されています。

年金額算出率・年金支払期間
5.00%・20年
3.33%・30年
2.50%・40年

※年金額算出率 3.33%について
実際に年金額を計算する際には、年金支払開始日におけるステップアップの判定後、ボーナスの加算後(ボーナスプランの場合)の年金支払保証総額に「1/30」を乗じて計算します。

- 据置運用期間中にマニユライフ生命がご請求を受け付けた場合、所定の範囲内で年金額算出率・年金支払期間を変更することができます。
- 最後の年金をお支払いする契約応当日における被保険者の年齢は、105歳以下とします。そのため、お選びいただける年金額算出率・年金支払期間は、ご契約時の年齢とプランによって異なりますので、ご注意ください。(☞21ページ)
- 年金は、分割してお支払いすることもできます。年金分割支払回数は、据置運用期間中および年金支払期間中に変更することができます。

年金分割支払回数
年1回・年6回(隔月)・年12回(毎月)のいずれか

※実際に変更される日は、変更前後の年金分割支払回数によって異なります。
また、年金支払期間における最後の契約応当日以降は、変更できる年金分割支払回数に制限があります。

- 年金支払保証総額がステップアップした場合の年金額は、年金支払保証総額がステップアップした割合と同じ割合で増加します。
- 年金支払期間中も保険関係費と運用関係費がかかります。
- 最後の年金をお支払いする契約応当日において、その年金の支払直前の積立金額または年金支払保証総額が年金額を上回った場合、積立金額または年金支払保証総額のいずれか大きい金額を年金額としてお支払いいたします。

※年金の一括支払はできません。

※年金支払期間中に一部解約はできません。

指定代理請求特約

- 年金受取人が被保険者の場合、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
- 年金受取人が年金を請求する意思表示ができない等の場合、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

新後継年金受取人指定特約

ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

ご注意事項

次の場合、年金の合計額の最低保証はありません。

- ご契約を解約した場合(☞18ページ)
- 据置運用期間中に一部解約した場合(☞18ページ)

死亡時のお取り扱い ～大切なご家族のために～

年金の合計額の最低保証および死亡保障は、マニユライフ生命が行います。
本商品はクーリング・オフ制度の対象です。

年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった際の死亡一時金 「早期受取プラン」では一時払保険料の100%、「ボーナスプラン」

※据置運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金は、「早期受取プラン」、「ボーナスプラン」

●被保険者がお亡くなりになった場合、

年金支払保証総額と積立金額のいずれか大きい金額を死亡給付金(据置運用期間中)

または死亡一時金(年金支払期間中)としてお支払いいたします。

※ご契約日から特別勘定への繰入日の前日までの期間に被保険者がお亡くなりになった場合、一時払保険料と同額の死亡給付金をお支払いします(一部解約がなかった場合)。

ご注意事項

据置運用期間中に一部解約した場合、次の合計額は、一時払保険料を下回る可能性がありますので、ご注意ください。

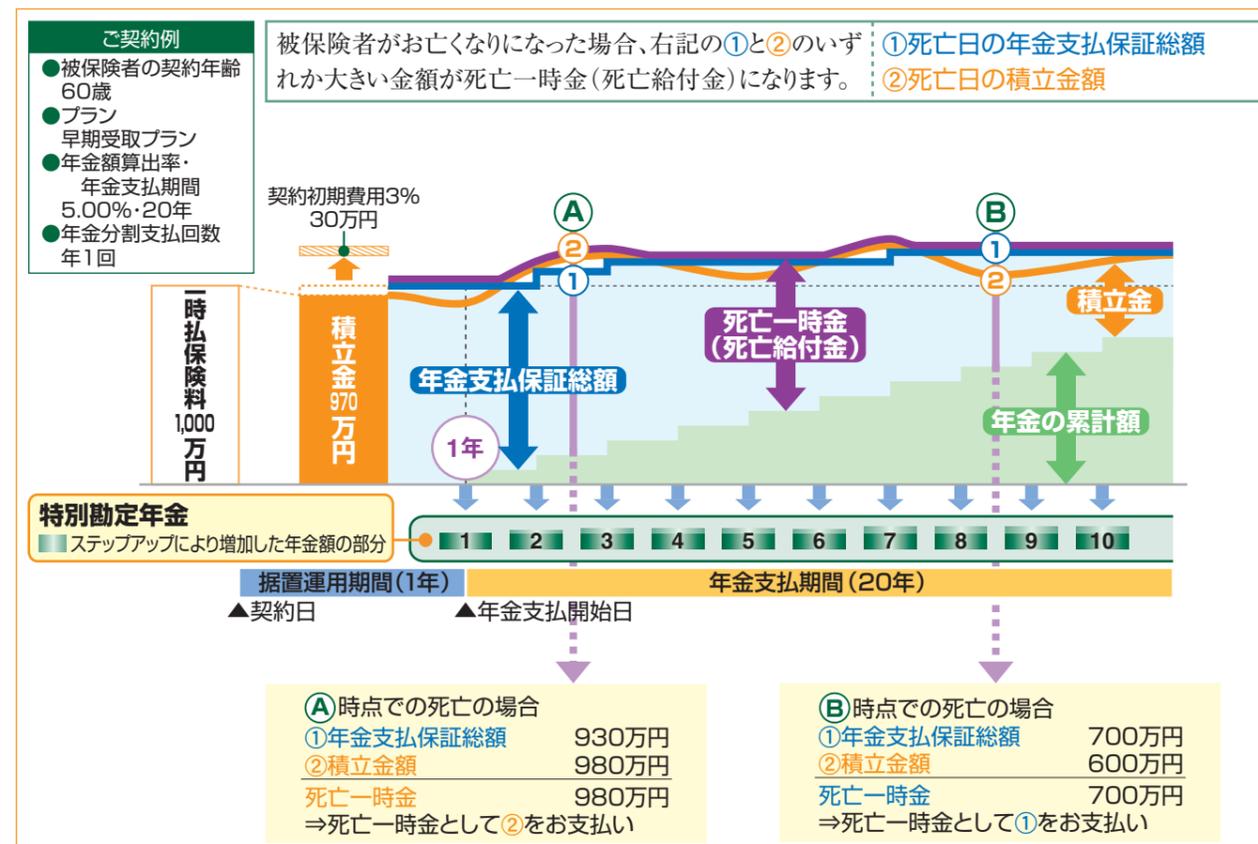
- ・解約返戻金と死亡給付金(据置運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合)
 - ・解約返戻金と死亡一時金および既にお支払いした年金の累計額(年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合)
- (☞18ページ)

※災害死亡給付金等の保障はありません。

イメージ図

※積立金と年金支払保証総額は、年金をお支払いした分、減少します。

なお、積立金、年金支払保証総額および死亡一時金(死亡給付金)は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。



※上図のA時点、B時点の積立金額、年金支払保証総額等は、死亡一時金のお支払いのしくみをご理解いただくため、わかりやすい数値で設定しています。将来の積立金額、年金支払保証総額および死亡一時金等を保証するものではありません。

と既にお支払いした年金の累計額との合計額は、 では一時払保険料の105%が最低保証されます。

ともに一時払保険料の100%が最低保証されます。

遺族年金特約(ご契約時および据置運用期間中のみ付加できます。)

●据置運用期間中(「早期受取プラン」はご契約日から1年、「ボーナスプラン」はご契約日から5年)に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金の全部または一部を年金基金とし、死亡給付金受取人に年金(一般勘定年金)をお支払いいたします。

●年金種類は、確定年金(5年・10年・15年・20年・25年・30年)です。

●この特約は、被保険者生存時は契約者の、被保険者がお亡くなりになった後(死亡給付金が支払われる前)は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。

●年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率*等)により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておられません。

*予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

●年金支払期間中は、年金額の1%の年金管理費を毎年の年金支払日に控除します。

※死亡給付金支払われた後にこの特約を付加することはできません。

※年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。

※年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を一時金で遺族年金の年金受取人にお支払いします。

年金の継続支払(年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合)

●被保険者がお亡くなりになった場合、年金受取人(被保険者と年金受取人が同一の場合はその相続人)のお申し出により、死亡一時金のお支払いにかえて、特別勘定で運用する年金の継続支払をご選択いただけます。

●年金の継続支払開始時の年金額は、その直前の年金額となります。

●年金の継続支払をご選択いただいた場合、年金支払保証総額のステップアップの判定はありません。

●年金の継続支払をご選択いただいた場合も保険関係費と運用関係費がかかります。

●最後の年金をお支払いする契約応当日において、その年金の支払直前の積立金額または年金支払保証総額が年金額を上回った場合、積立金額または年金支払保証総額のいずれか大きい金額を年金額としてお支払いいたします。

●年金の継続支払は、年金支払期間満了により終了します。

●年金の継続支払をご選択いただいた場合、年金の一括支払のお取り扱いがあります。その場合、次のいずれか大きい金額をお支払いします。

- ・一括支払請求をマニユライフ生命が受け付けた日の年金支払保証総額
- ・一括支払請求をマニユライフ生命が受け付けた日の翌営業日の積立金額

諸費用および解約について

諸費用

本商品にかかる費用の合計額は、下記、契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額となります（ただし、特定のお客さまには、別途、年金管理費がかかりますのでご注意ください）。

契約初期費用（ご契約時）

契約初期費用	一時払保険料の3%
--------	-----------

ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に、一時払保険料の3%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。ご契約の締結等に必要の費用です。

保険関係費と運用関係費（特別勘定での運用期間中）

●特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用（各年率に1/365を乗じた金額）を積立金から控除します。

保険関係費	運用関係費
特別勘定の資産総額に対し年率2.56%	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し（信託報酬*） 年率0.3318%（税抜：年率0.316%）

- 死亡一時金のお支払いにかえて、年金の継続支払をご選択いただいた場合にも、保険関係費と運用関係費を控除します。
 - 積立金がなくなった場合、保険関係費と運用関係費は、控除しません。
 - 保険関係費は、死亡給付金、年金等の最低保証のための費用、ご契約の締結・維持等に必要の費用です。
 - 運用関係費は、特別勘定の運用にかかわる費用です。特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬*等が含まれます。また、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更する可能性があります。
- *運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用（信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等）は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

年金管理費（遺族年金の支払期間中）

遺族年金の年金額の1%を毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。遺族年金のお支払いの管理にかかる費用です。



解約（全額の解約）

- 据置運用期間中または年金支払期間中にご契約を解約した場合、解約返戻金をお支払いいたします。ただし、ご契約を解約した際には、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約計算基準日（マニユライフ生命がご請求を受け付けた日の翌営業日）が特別勘定への繰入日前である場合、一時払保険料と同額の解約返戻金をお支払いいたします（一部解約がなかった場合）。
- 特別勘定への繰入日以降、解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）します。解約返戻金には最低保証がありません。据置運用期間中に解約した場合の解約返戻金、または年金支払期間中に解約した場合の解約返戻金と解約計算基準日までにお支払いした年金の累計額との合計額は、一時払保険料を下回る場合があります。
- 特別勘定への繰入日以降、解約返戻金額は、解約計算基準日における積立金額です（年金支払保証総額ではありません）。また、年金支払期間中に積立金がなくなった場合の解約については、解約返戻金はありません。

一部解約

- 据置運用期間中にご契約を一部解約した場合、解約返戻金をお支払いいたします。
- 年金支払期間中に一部解約はできません。
- 一部解約した場合、年金支払保証総額は、一部解約により積立金額が減少した割合と同じ割合で減額されます。

$$\text{一部解約後の年金支払保証総額} = \text{一部解約前の年金支払保証総額} \times \frac{(\text{積立金額} - \text{一部解約金額})}{\text{積立金額}}$$

ご注意事項

据置運用期間中に一部解約した場合、次の合計額は、一時払保険料を下回る可能性がありますので、ご注意ください。

- ・解約返戻金と死亡給付金（据置運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合）
- ・解約返戻金と死亡一時金および既にお支払いした年金の累計額（年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合）

※一部解約後の年金支払保証総額が100万円未満となる場合、一部解約はできません。

※一部解約により、年金額が5万円未満となる場合、年金でのお支払いは行わず、年金支払開始日の前日の積立金額をご契約者に一時金でお支払いします。この場合、年金支払開始日の前日にご契約が消滅したものとします。

クーリング・オフ（お申し込みの撤回・ご契約の解除）制度について

- ステップライフは、クーリング・オフ（お申し込みの撤回・ご契約の解除）制度の対象です。
- お申し込み後、ご納得いかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。
- ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除は、書面（封書）により上記の期間内（8日以内の消印有効）にマニユライフ生命の本社宛まで、お申し出ください。

税務上のお取り扱いについて

ご契約時

お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※個人年金保険料控除の対象とはなりません。また、一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

据置運用期間中（「早期受取プラン」はご契約日から1年、「ボーナスプラン」はご契約日から5年）

解約（解約返戻金が必要経費を上回る場合）

20%源泉分離課税

被保険者死亡の場合

●死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+ 住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

ご参考：相続税法第12条「保険金の非課税限度額」について

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります（相続税法第12条）。法定相続人数には相続を放棄した人も含まれます。

●遺族年金特約を付加していた場合

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	被保険者死亡時の課税	遺族年金支払時の課税
本人	本人	配偶者または子	相続税	所得税（雑所得）+ 住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税	

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱となります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。
一時所得の課税対象額 = {収入 - 必要経費（一時払保険料等） - 特別控除（50万円）} × 1/2

アフターサービスについて

■郵送で

▶運用レポート

各種レポートを据置運用期間中はご契約者、年金支払開始日以後は年金受取人へ郵送します。

	レポート名	内容
年4回	四半期運用実績のお知らせ	ご契約内容、ご契約の現況等
3月、6月 9月、12月末 の 情報	クォーターリーパフォーマンスレポート（四半期運用報告）	経済・市場概況および特別勘定の運用概況、組入銘柄等
年1回 3月末の 情報	ステップライフ（特別勘定）決算のお知らせ	特別勘定の資産の内訳および運用実績等

■Webで

▶ホームページ

<http://www.manulife.co.jp/>

当商品の内容やユニットプライス、クォーターリーパフォーマンスレポート（四半期運用報告）は、ホームページでも随時ご確認いただけます。

年金支払期間中

■特別勘定年金

所得税（雑所得）+ 住民税

※ご契約者と年金受取人が異なる場合、年金支払開始時に贈与税が課税されます。

■解約（解約返戻金が必要経費を上回る場合）

所得税（一時所得）+ 住民税

■被保険者死亡の場合

●死亡一時金 ※相続税法第12条「保険金の非課税限度額」の適用はありません。

契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類
本人	本人	本人	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+ 住民税

●年金の継続支払 ※相続税法第12条「保険金の非課税限度額」の適用はありません。

契約者	被保険者	年金受取人	被保険者死亡時の課税	年金の継続支払時の課税
本人	本人	本人	相続税	所得税（雑所得）+ 住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	

税務上のお取り扱いについては、平成22年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

■電話で

▶マニュアル生命の変額年金カスタマーセンター

0120-925-008

月～金曜日 9時～17時までお問い合わせいただけます。（祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。）

①各種お問い合わせ

ご自身のご契約内容や特別勘定のユニットプライスの状況等のご質問、お問い合わせを受け付けております。

②各種お手続きに関する書類請求

右記のお手続きの際には、変額年金カスタマーセンターまで必要書類をご請求ください。

お手続き内容

- 住所変更
 - 年金の請求
 - 死亡給付金・死亡一時金の請求
 - 契約内容変更
 - 解約・一部解約
 - 改姓・改名
 - 特約の付加
 - 保険証券再発行
- 等

各種お取り扱いについて

※お選びいただいたプラン(「早期受取プラン」または「ボーナスプラン」)をご契約後に変更することはできません。

保険料のお取り扱い	200万円以上(1円単位) ※マニュアル生命で投資型年金保険のご契約がある場合は、合算して5億円を超えることができません。			
被保険者契約年齢	0～75歳 ※ご契約日における被保険者の満年齢です。			
据置運用期間	早期受取プラン：1年 ※ご契約日から年金支払開始日の前日までの期間です。 ボーナスプラン：5年 ※ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に特別勘定へ繰り入れます。			
年金額算出率・年金支払期間	年金額算出率・年金支払期間	※最後の年金をお支払いする契約応当日における被保険者の年齢は、105歳以下とします。そのため、お選びいただける年金額算出率・年金支払期間は、ご契約時の年齢とプランによって異なります。下表で×がついているご契約パターンではお申し込みいただけませんので、ご注意ください。		
	5.00%・20年			
	3.33%・30年			
	2.50%・40年			
年金額算出率・年金支払期間	●早期受取プラン			
	年金額算出率・年金支払期間 被保険者契約年齢	5.00%・20年	3.33%・30年	2.50%・40年
	0～65歳	○	○	○
	66～75歳	○	○	×
	●ボーナスプラン			
	年金額算出率・年金支払期間 被保険者契約年齢	5.00%・20年	3.33%・30年	2.50%・40年
0～61歳	○	○	○	
62～71歳	○	○	×	
72～75歳	○	×	×	
年金受取人	契約者または被保険者			
告知について	申込時に書面で職業について正しくお知らせください。			
保障の責任開始日	マニュアル生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みと告知がともに完了した日にさかのぼり責任開始の日とします。ご契約上の責任を負い、責任開始の日を契約日とします。			
保険料の払込方法	一時払のみ			
契約者配当金	配当金はありません。 ただし、遺族年金の年金支払期間中は、5年ごとに利差配当*を行います。 *年金基金については、マニュアル生命が運用を行い、その運用成果(利差)により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。			
契約者貸付	お取り扱いはありません。			
増額	お取り扱いはありません。			
クーリング・オフ	クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。 お申し込み後、ご納得いかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、マニュアル生命への書面(封書)によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。			

再度ご確認ください

再度ご確認ください事項	お申し込みの前に、下記の事項をご確認ください。
①お申し込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)制度の対象です。	お申し込み後、ご納得いかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、マニュアル生命への書面(封書)によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。
②ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に、契約初期費用として一時払保険料の3%が控除されたうえで、運用が開始されます。	
③年金の合計額の最低保証および死亡保障は、マニュアル生命が行います。 ただし、以下の場合、年金の合計額の最低保証がなくなりますので、ご注意ください。	●ご契約を解約した場合(☞18ページ) ●据置運用期間中に一部解約した場合(☞18ページ)
④ステップアップの判定は、契約応当日における被保険者年齢が80歳になるまで行います。	
⑤年金の合計額の最低保証は、年金支払期間満了までのお支払いが前提となります。 年金支払期間中に一部解約を行うことはできず、全額の解約のお取り扱いとなります。 解約した場合、積立金額での払い戻しとなり、最低保証はありません。	
⑥「投資型年金保険ステップライフ」は、マニュアル生命を引受保険会社とする変額個人年金保険です。 山形銀行はマニュアル生命の募集代理店であり、保険の引受は行っておりません。 また、山形銀行は、マニュアル生命の支払能力を保証するものではありません。	

最低保証のお取り扱いについて	据置運用期間中のお取り扱い 早期受取プラン:ご契約日から1年 ボーナスプラン:ご契約日から5年	年金支払期間中のお取り扱い 早期受取プラン:ご契約日の1年経過後から ボーナスプラン:ご契約日の5年経過後から
年金支払期間満了まで年金をお支払いする場合	(据置運用期間中に、年金のお支払いはありません。)	●早期受取プラン 年金の合計額は、一時払保険料の100%が最低保証されます。 ●ボーナスプラン 年金の合計額は、一時払保険料の105%が最低保証されます。 ※解約・一部解約をされた場合、年金の合計額の最低保証はありません。
被保険者がお亡くなりになった場合	死亡給付金をお支払いいたします。 「早期受取プラン」「ボーナスプラン」ともに一時払保険料の100%が最低保証されます。 ※解約・一部解約をされた場合、死亡給付金の最低保証はありません。	死亡一時金をお支払いいたします。 ●早期受取プラン 被保険者がお亡くなりになった際の死亡一時金と既にお支払いした年金の累計額との合計額は、一時払保険料の100%が最低保証されます。 ●ボーナスプラン 被保険者がお亡くなりになった際の死亡一時金と既にお支払いした年金の累計額との合計額は、一時払保険料の105%が最低保証されます。 ※解約・一部解約をされた場合、死亡一時金の最低保証はありません。
解約・一部解約をされた場合	「早期受取プラン」「ボーナスプラン」ともに積立金額での払い戻しとなり、最低保証はありません。	「早期受取プラン」「ボーナスプラン」ともに積立金額での払い戻しとなり、最低保証はありません。 ※年金支払期間中は一部解約できません。